

経 済 協 議 会 協 議 事 項

日時	令和8年8月21日(金)
	午前10時
場所	第二委員会室

○ 所管事項の報告について

- 1 地中埋設物の撤去に係る損害賠償について
- 2 新スタジアム整備に向けた今後の取組及び八戸市スタジアム等候補地
検討委員会の概要について
- 3 東体育館アリーナにおける国スポ開催見込みとその後の対応について

地中埋設物の撤去に係る損害賠償について

1 事案の概要

令和元年10月25日付で青森県新産業都市建設事業団（令和4年3月31日解散。以下「事業団」という。）が相手方と締結した北インター工業団地の土地売買契約に関し、当該土地から大量の地中埋設物が発見されたことに伴い、その撤去費用を賠償するものである。

2 これまでの経緯

R01/10/25	事業団と相手方との間で土地売買契約を締結
R01/11/20	工場新築に際し地中よりコンクリートのがれき類発見
R02/03/04	相手方と事業団との間で、4,180千円の賠償に係る協議書を締結
R04/03/31	事業団の解散に伴い、市が権利義務を承継
R08/03/26	相手方より倉庫新築に係る地盤調査により新たな地中埋設物が出現した旨の連絡を受領
R08/04/06 ～R08/06初旬	現地確認や相手方との協議に加え、土地造成前の状況や造成工事に係る書類等の精査を行い、市が損害賠償義務を負うことを整理
R08/06/23	損害内訳書（地中埋設物の撤去に係る費用内訳書）受領

3 損害賠償額

損害内訳書により提示のあった、3,520千円とする。なお、当該額は、市の積算単価により算出した額を超えないものである。

4 備考

本件については、団地造成前の平成4年に当時の事業団が産業廃棄物の存在を認識し、その後の工事で処理工程を設けていたものの、今回発見された埋設物が処理されないまま造成工事を完了したことが原因と推定される。

そのため、令和元年に当該土地の売買を行った事業団に工場建設に適した土地を引き渡す債務の不履行があったと判断し、その権利義務を事業団から承継した本市が、相手方の負担した埋設物の撤去費用を賠償するものである。

新スタジアム整備に向けた今後の取組 及び 八戸市スタジアム等候補地検討委員会の概要について

1. これまでの経緯

ヴァンラーレ八戸FCは、昨年J2に昇格したことに伴い、Jリーグの規約によりJ2基準を満たすスタジアムの整備を定められた期限までに行う必要が生じた。

こうした状況下、ヴァンラーレ八戸FCは、ホームタウン市町村、県、商工・観光団体、教育機関、競技団体、サポーター代表などで構成する「ヴァンラーレ八戸百年構想委員会」を本年1月に設置し、スタジアムの整備構想だけでなく、クラブの成長ビジョン、地域との共生などについて協議を行ってきた。

同委員会で協議内容をまとめるに当たり、ヴァンラーレ八戸側から、スタジアム整備はクラブだけでは解決できない課題が多くあり、クラブのみで整備することは難しいとして、行政への検討依頼があり、県との協議の上、7月30日に、県、当市、クラブは新スタジアムの整備に関して、連携・役割分担のもとで進めていくことで合意し、三者による共同記者会見を開催した。

【合意内容】

 八戸市は、 新スタジアムを 核とした、新たなまちづくり を進めることとし、候補地 の選定に取り組む。	 クラブは、 百年構想を 踏まえて、新スタジアムを 活用した中長期的な成長と 地域との共生に取り組む。	 両者の想いを 実現するため、 県が主導して、新スタジアム の規模、機能、整備手法、 スケジュールの検討を開始 する。
---	---	---

三者が連携・協力し、新スタジアムを核とした、新たなまちづくりに取り組む

※ J2 クラブライセンスの維持に向け、2028年（令和10年）11月の整備計画提出を見据えつつ、今後はそれぞれの役割分担の下で緊密に連携して取り組むことが求められる。



写真1. 第4回百年構想委員会



写真2. 三者共同記者会見

2. スタジアムの候補地選定に向けた市の取組

(1) 候補地選定に係る業務委託

- ① 業務名 スタジアム等候補地調査業務委託
- ② 目的 スタジアム整備及びその周辺を含めた複合開発を見据え、市内の候補地を抽出し、評価・検討を行うもの
- ③ 内容
 - ア 現況整理・条件整理
 - ・上位計画や交通アクセス、必要敷地面積の整理
 - イ 候補地の抽出と比較評価
 - ・3～5 か所程度の候補地を抽出し、アクセス性、用地条件、まちづくり効果、経済波及効果、防災性などの項目で多角的に評価
 - ウ 候補地の提案・取りまとめ
 - ・総合評価、課題、今後の検討事項の整理
- ④ 予算 令和8年9月補正予算に計上予定

(2) 八戸市スタジアム等候補地検討委員会の設置

- ① 目的 調査業務で抽出された候補地案を専門的かつ客観的な立場から検討するための附属機関を設置するもの
- ② 関係条例 ア 八戸市附属機関設置条例の一部改正

【改正理由】

スポーツ振興課所管の新たな附属機関である八戸市スタジアム等候補地検討委員会を設置するため

【改正内容】

附属機関の名称及び担任する事務を規定する別表の1に次を加える

名称	担任する事務
八戸市スタジアム等候補地検討委員会	スタジアム等の候補地に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること

- イ 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
八戸市附属機関設置条例の一部改正に伴い、委員の報酬及び費用弁償を規定する別表に同附属機関の委員を加える

- ③ 組織 委員：学職経験者等 10 人程度

- ④ 施行期日 公布の日から

※ 関係条例の改正案を9月市議会定例会に提案予定

3. 今後のスケジュール

(※ 9月市議会定例会での議決を前提としたスケジュール)

年月	内容
令和8年10月	スタジアム等候補地調査業務委託 契約準備
11月	契約締結・業務着手
12月～	八戸市スタジアム等候補地検討委員会開催
令和9年6月	候補地選定

東体育館アリーナにおける国スポ開催見込みとその後の対応について

1 休場中の施設・箇所

八戸市東体育館（八戸市湊高台八丁目1-1）

箇所：アリーナ

2 これまでの経緯

- ✓ 6月25日(木)及び28日(日)の地震により、東体育館の屋根を支える鉄骨材（トラス）の破損が確認されたため、7月10日(金)からアリーナの利用を休止
- ✓ 7月から8月にかけて、専門業者によるアリーナ復旧に向けた調査を実施

<調査結果>

- 屋根トラスの破損はアリーナ東側のステージ付近に集中
（アリーナ中央・西側部分には明らかな破損は見られず）
- 補修工事により破損箇所を復旧することで、安全性が確保できるため、
アリーナの利用を再開できる見通し
⇒東体育館で開催予定の国スポ・バスケットボール競技の会場として利用可能と判断

<参考> 東体育館で実施予定の国スポ競技の概要

競技種目 バスケットボール 成年男子

期 日 令和8年10月15日(木)から10月18日(日)まで(4日間)

出場チーム 16チーム（開催県1(青森)、北海道1、東北2、関東3、北信越1、東海1、
近畿2、中国1、四国1、九州3）

3 復旧の内容

- ✓ ステージ側に集中している屋根トラスの破損17か所について、部材の交換・補修等の工事を実施
- ✓ 工事のため、東体育館アリーナの利用休止期間を9月末まで延長

4 国スポ後の対応について

- ✓ 仕上げの作業(さび止め塗装)等を国スポ後に実施予定